

工事实績データ（契約データ）作成、登録に関する特記仕様書

1 工事实績データ（契約データ）作成、登録について

受注者は、受注時又は変更時に工事請負金額が 500 万円以上となった工事について、工事实績情報システム[コリンズ (CORINS)]に基づき、「工事实績データ（契約データ）」を作成し、受注・完了・変更・訂正時の都度、監督員の確認を受けた後に登録申請を行わなければならない。

2 登録申請期限について

受注者は、下記の期限に従って登録申請をしなければならない。

(1) 受注時の登録申請期限

契約締結後 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）とする。

(2) 完了時の登録申請期限

工事完了後 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）とする。

(3) 変更時の登録申請期限

変更があった日から 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）とする。

※ 変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

(4) 訂正時の登録申請期限

登録データの訂正を行う場合は、適宜登録申請を行うこと。

3 登録内容確認書（工事实績）の提出について

受注者は、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が届いた際は、その写しを速やかに監督員へ提出しなければならない。ただし、変更があった日から工事完成日（竣工日）の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。